

IBP

International
Business
Professions

ビジネス留学プログラム

■募集要項

■参加申込書

 ICC Consultants Inc.

2024年 4月改定

International Business Professions

■募集要項（留学開始時期：春／秋）

国	コース	研修期間	申込条件 (ICC英語能力試験スコア)	留学条件		募集対象
				英語 (以下いずれか)	GPA/その他の条件	
アメリカ	ワシントン大学 グローバルビジネスコース	春・秋 12ヶ月	530	<ul style="list-style-type: none"> TOEIC 750 TOEIC IP750 TOEFL iBT 76 (全セクション17以上) IELTS 6.0 (全セクション 5.5以上) 英検準一級 PTE 51 (全セクション 45以上) Duolingo English Test (DET) 100 	ビジネスに関連する学習歴があることが好ましい	社会人 (大学生・大学院生も参加可能)
	ワシントン大学 BIアントレプレナーシップコース	春・秋 12ヶ月	530	<ul style="list-style-type: none"> TOEIC 750 TOEIC IP750 TOEFL iBT 76 (全セクション17以上) IELTS 6.0 (全セクション 5.5以上) 英検準一級 PTE 51 (全セクション 45以上) Duolingo English Test (DET) 100 	ビジネスに関連する学習歴があることが好ましい	社会人 (大学生・大学院生も参加可能)
	ベルビューカレッジ レギュラーコース	春・秋 12ヶ月	480	<ul style="list-style-type: none"> TOEFL iBT 54 TOEFL ITP 480 IELTS 5.0 ICC英語能力試験 		大学生・大学院生 社会人
	ベルビューカレッジ アドバンスコース	春・秋 12ヶ月	500	<ul style="list-style-type: none"> TOEFL iBT 61以上 IELTS 6.0 (全セクション 5.5以上) Duolingo 95以上 		大学生・大学院生 社会人
	シアトルセントラルカレッジ アドバンスコース	春・秋 12ヶ月	490	<ul style="list-style-type: none"> TOEFL iBT 56 IELTS 5.5 英検2級A Duolingo 90 (全セクション90以上) 		大学生・大学院生 社会人
	サンフランシスコ州立大学 アドバンスコース	秋12ヶ月	500	<ul style="list-style-type: none"> TOEIC 700 TOEIC IP 700 (ICC実施のみ) TOEFL iBT 61 IELTS 6.0 	GPA2.3以上の学業成績 56以上の単位取得 (専攻によっては GPA2.5以上)	大学生・大学院生 社会人
	サンフランシスコ州立大学 インテンシブコース	秋8ヶ月	500	<ul style="list-style-type: none"> TOEIC 700 TOEIC IP 700 (ICC実施のみ) TOEFL iBT 61 IELTS 6.0 	平均以上の学業成績 ※履修科目により変動あり	大学生
英国	ウエストミンスター大学 レギュラーコース	春10ヶ月/ 秋12ヶ月	480	IELTS Academic for UKVI 5.0 (全セクション 4.5以上)	平均以上の学業成績	大学2年生以上の 大学生のみ
	ウエストミンスター大学 インテンシブコース	秋6ヶ月	540	IELTS Academic for UKVI 6.0 (全セクション 5.5以上)	平均以上の学業成績	大学2年生以上の 大学生のみ
オーストラリア	グリフィス大学 レギュラーコース	春・秋 12ヶ月	490	<ul style="list-style-type: none"> TOEFL iBT 52以上 (W17, S15, L&R10以上) IELTS5.5以上 (全セクション 5.0以上) Griffith English Test 	平均以上の学業成績	大学生・大学院生 社会人 (30歳未満※)
	グリフィス大学 アドバンスコース	春・秋 12ヶ月	540	<ul style="list-style-type: none"> TOEFL iBT 71 (W 19以上、その他 17以上) IELTS 6.0 (全セクション 5.5以上) 	平均以上の学業成績	大学生・大学院生 社会人 (30歳未満※)
マレーシア	サンウェイ大学 教養コース	春10ヶ月/ 秋12ヶ月	490	<ul style="list-style-type: none"> TOEFL iBT 53 (各R 14, L 13, S 9, W 16以上) IELTS 5.5 	GPA2.5以上の学業成績	大学生
	サンウェイ大学 専門コース	春・秋 12ヶ月	540	<ul style="list-style-type: none"> TOEFL iBT 80 IELTS 6.0 	GPA2.5以上の学業成績	大学生

※オーストラリア国内でのインターンシップの場合。

■注意事項

- (1) 募集定員：ワシントン大学の定員は各回20名程度です。シアトルセントラルカレッジおよびウエストミンスター大学の定員は各回30名程度です。ベルビューカレッジ、サンフランシスコ州立大学、グリフィス大学、サンウェイ大学は定員を定めていません。
- (2) 研修期間：表記期間は目安であり、実際の期間はコースの開始時期により異なります。
- (3) 研修開始時期：春は3～6月、秋は8～10月になります。
- (4) 申込条件（英語能力）：ICC英語能力試験（無料/要予約）でコースの基準スコアを獲得した場合、IBPプログラムへの申込みが可能です。ただし申込条件は留学条件ではありませんので、留学に当たり各大学が指定する英語スコアを提出する必要があります。
- (5) 留学条件（英語能力）：各大学が指定する英語能力試験のいずれかひとつのスコアを提出ください。スコアの有効期間は次の通りです。
 - ・ワシントン大学、ベルビューカレッジ、サンフランシスコ州立大学、サンウェイ大学：大学出願時から遡って2年以内
 - ・シアトルセントラルカレッジ、ウエストミンスター大学、グリフィス大学：研修開始時期から遡って2年以内※ベルビューカレッジ（レギュラーコース）はICC英語能力試験（無料/要予約）のスコアが留学のためのスコアとして認定されます。
※グリフィス大学（レギュラーコース）はGriffith English Test（無料/オンライン）のスコアが留学のためのスコアとして認定されます。
※各コースの参加条件を満たしている場合でも、学歴や学業成績によっては留学先の大学より入学を認められない場合があります。
- (6) 留学条件（その他）：ワシントン大学コース参加にはビジネス分野の学習歴、または実務経験等をお伺いすることがあります。
- (7) 留学条件（学業成績）：大学の英文成績証明書が必要です。
- (8) 留学条件（国籍）：留学先の国籍を保有する方は、予めICCまでご相談ください。

■英語能力についての注意事項

本プログラムへの申込みを行った後であっても、希望する留学先大学に留学するためには、当該大学が指定する期限までに当該大学が指定する英語スコアを提出する必要があります。各大学が指定する入学条件を期限までに満たすことができない場合、当該大学への留学はできません。その場合であっても、申込み締切日に間に合うコースに限り、ベルビューカレッジ（レギュラーコース）への留学先大学の変更を行うことは可能です。また、留学時期を延期し、改めて英語スコアを提出することによって希望の留学先大学に入学することも可能です。この場合に留学料をキャンセルした場合、IBPプログラム契約事項第9条（解約及び返金）に規定された解約料が発生します。

留学先大学の出願時期の違いにより、ベルビューカレッジ（レギュラーコース）への留学先大学の変更を行うことができない場合があります。必ず申込時にICCにお問合せの上ご確認ください。

その他、英語能力についての注意点は以下のとおりです；

- (1) ベルビューカレッジ（レギュラーコース）：2学期目に学部授業を履修するためには、1学期目の英語研修クラスを合格点で修了する必要があります。合格点で修了できない場合、2学期目は引き続き英語コースを受講します。
- (2) ウエストミンスター大学（レギュラーコース）：学部授業受講前に大学独自の英語能力試験を受け、その結果により2学期目の学部授業の登録制限が課せられます。結果に伴う科目登録数は以下の通りです。
 - ・B2 High以上：学部授業3科目（1～3年生のいずれのレベルも可）
 - ・B2 Medium：学部授業1科目（1～2年生レベル）、英語科目またはコミュニケーション関連科目より2科目
 - ・B2 Low以下：英語科目・コミュニケーション関連科目より3科目※B2とはCommon European Framework of Reference for Language（CEFR）が定めた国際標準規格によるレベルのひとつです。
※IELTS for UKVI Academic 6.0以上（全セクション5.5以上）を申込時にお持ちの方はB2 Highレベルとみなされ、大学独自の英語能力試験が免除された上、学部授業3科目（1～3年生のいずれのレベルも可）の登録が可能です。
- (3) グリフィス大学（レギュラーコース）：学部授業受講の条件として、渡航前から2学期開始前までの間に、次の英語能力試験のスコアいずれかひとつまたは1学期目の英語研修で規定の試験を合格する必要があります。以下いずれかの規定を満たさない場合、2学期目は引き続き英語コースを受講しながら限定の1～2科目を大学で聴講します（単位取得はできません）。
 - ・IELTS 6.0以上（全セクション5.5以上）・TOEFL iBT 71以上（W 19以上、その他17以上）
 - ・グリフィス大学の大学準備英語コース（DEP7）の修了試験で合格。※Griffiths English TestにてDEP6を取得してコースを申し込まれた場合でも、引き続きご出発までにIELTSやTOEFL iBTのスコアを取得することを強く推奨致します。
- (4) サンウェイ大学（教養コース）：IELTS6.0未満の場合は、大学の判断により1学期目に英語関連科目を受講していただく場合があります。サンウェイ大学（専門コース）：参加条件の英語能力試験のスコアを満たしていても、各セクションのスコアで著しく低いスコアが含まれる場合、入学を認められない場合があります。詳しくは、ICCまでお問い合わせください。

■インターンシップについての注意点

- (1) シアトルセントラルカレッジコースは、3学期間を通じて同じ専攻を修了しなければOPT申請ができません。
- (2) ベルビューカレッジ、シアトルセントラルカレッジは各大学の定めた科目を合格点で修了できない場合、インターンシップができません。
- (3) ワシントン大学コースおよびサンフランシスコ州立大学アドバンスコースは、プログラムで定められた科目の履修順番を変更または再履修した場合や、定められた科目を全て修了できなかった場合は、OPT申請ができません。
- (4) サンフランシスコ州立大学インテンシブコースでは、シンガポールのインターンシップビザ申請時点で25歳以下が条件となります。
- (5) グリフィス大学コースのオーストラリア国内インターンシップはワーキングホリデービザを取得します。そのためオーストラリア国内でインターンシップをする場合は30歳以下に限られます。ビザ申請時に31歳以上の方はインターンシップ用ビザが申請可能な国でのインターンシップになります。詳細はICCまでお問い合わせください。
- (6) いずれのコースもコーディネーターにより英語力が不十分と判断された場合、インターンシップの選択が限られる可能性があります。
- (7) いずれのコースもインターンシップに必要なビザ（およびOPT）は移民局等の事情および規定変更により条件が変更されたり、発給されない場合があります。
- (8) サンフランシスコ州立大学インテンシブコースおよびグリフィス大学コースでアジアでインターンシップをする場合、ご自身の国籍によって申請条件が異なる場合があります。詳細はICCまでお問い合わせください。

以上は2024年3月時点の情報です。各大学または移民局等の事情により予告なく変更される可能性がありますので、予めご了承ください。

■研修費用 ※プログラム参加費には消費税10%が含まれます。

国	コース	滞在方法(例)	プログラムにかかる費用目安			滞在費目安 約3ヶ月分
			現地研修費	プログラム運営費	プログラム参加費	
アメリカ	ワシントン大学 グローバルビジネスコース	ホームステイ(2食付・1人部屋) または、学生寮(食事別) ※学生寮は春開始のみ	\$19,570	\$3,300	330,000円	\$3,800 (ホームステイ)
	ワシントン大学 BIアントレプレナーシップコース	ホームステイ(2食付・1人部屋) または、学生寮(食事別) ※学生寮は春開始のみ	\$20,000	\$3,300	330,000円	\$3,800 (ホームステイ)
	ペルビューカレッジ レギュラーコース アドバンスコース	ホームステイ(2食付・1人部屋) または、学生寮(食事別)	\$14,900	\$3,300	330,000円	\$3,800 (ホームステイ)
	シアトルセントラルカレッジ アドバンスコース	ホームステイ(2食付・1人部屋) または、学生寮(食事別) ※学生寮は秋開始のみ	\$14,700	\$3,300	330,000円	\$3,800 (ホームステイ)
	サンフランシスコ州立大学 アドバンスコース	学生寮(食事別・2人部屋)	\$16,000	\$3,300	330,000円	\$5,000
	サンフランシスコ州立大学 インテンシブコース	学生寮(食事別・2人部屋)	\$9,230	\$3,300	330,000円	\$5,000
英国	ウエストミンスター大学 レギュラーコース	学生寮(食事別・1人部屋) / ホームステイ(2食付) ※空き状況により異なる	£15,995	£2,200	330,000円	£2,500 ~ 3,500 ※滞在方法により異なる
	ウエストミンスター大学 インテンシブコース	学生寮(食事別・1人部屋) / ホームステイ(2食付) ※空き状況により異なる	£11,300	£1,770	330,000円	£2,500 ~ 3,500 ※滞在方法により異なる
オーストラリア	グリフィス大学 レギュラーコース	ホームステイ (夕食1食付・1人部屋)	A\$22,545	A\$3,300	330,000円	A\$4,200
	グリフィス大学 アドバンスコース	ホームステイ (夕食1食付・1人部屋)	A\$25,690	A\$3,300	330,000円	A\$4,200
マレーシア	サンウェイ大学 教養コース	学生寮(食事別・1人部屋)	RM37,640 ~ 43,330 (\$9,410 ~ 10,832) ※出発時期により変動	RM9,900 (約\$2,475)	330,000円	RM4,800 (約\$1,200)
	サンウェイ大学 専門コース	学生寮(食事別・1人部屋)	RM47,844 ~ 61,560 (\$11,961 ~ 15,390) ※専攻により変動	RM9,900 (約\$2,475)	330,000円	RM4,800 (約\$1,200)

(通貨表示は\$: 米ドル, £ : 英ポンド, A\$: 豪ドル, RM : マレーシアリングギット)

参考 : 1\$ = 約4RM (2024年3月時点)

【参加費用について】

- 2024年秋出発以降のプログラム費用は未定です。改定に伴い費用が変動する場合がございます。
- 記載された参加費用および以下(8)に記載された費用の目安は、2024年3月時点のものです。また、現地大学の事情等で、現地研修費などが予告なく変更する場合があります。
- IBPの費用に含まれるもの
 - ＜プログラム参加費＞渡航前相談 / 入学手続 / 渡航手続 / 査証申請代行取次ぎ / 滞在先手配取次ぎ(一部) / 出発前各種講座 / 出発前オリエンテーション / OBOG会活動費 / キャリアサポート / プログラム企画費 / 広告事業費 / 事務諸経費等
 - ＜現地研修費＞入学申請費 / 英語研修・学部授業・グローバルビジネスプラクティス等の各コーススケジュールに記載された授業料 / インターンシッププレイズメント費用(一部コース)等
 - ＜滞在費＞滞在先手配費用とホームステイまたは学生寮などの滞在費実費 ※渡航前にICCよりご請求する滞在費は、コースによってその請求対象期間が異なります。また、請求期間以降の滞在費は、現地にてご自身にて管理とお支払い手続をして頂きます。
 - ＜プログラム運営費＞入学手続 / 到着時空港送迎(※弊社指定便利利用時、片道のみ。マレーシアは大学職員、その他はICCスタッフにて対応。各国情勢により変更あり) / オリエンテーション / 銀行口座開設サポート等 / ボランティア / 課外活動の情報提供 / 緊急時のサポート / ハウジング相談 / 生活相談 / 履修相談 / 定期面談 / 留学先大学との対外交渉 / プログラムコーディネーター / インターンシップ期間中の相談 / 英語・アカデミックチュートリアル(一部コース) / OBOG紹介 / キャリア相談 / 履歴書等の添削 / ビジネスセミナー / 異業種交流会 / 現地オフィス事務諸経費 / インターンシップアドバイス費用(全コース) / 出発前講座(グローバルビジネスプラクティス等) / その他国内外オフィスへの各種相談等
- 受講科目や、科目数によって授業料が超過する場合、差額を追加でご請求させて頂く場合があります。
- 滞在方法 : 各コースの指定滞在方法は以下の通りです。
 - ・ホームステイ : ワシントン大学、ペルビューカレッジ、シアトルセントラルカレッジ、グリフィス大学
 - ・学生寮 : サンフランシスコ州立大学、ウエストミンスター大学、サンウェイ大学
 - ※ウエストミンスター大学の学生寮は申し込み順に手続きをご案内します。寮の部屋数には限りがあるため、お申込み順によってはホームステイをご案内いたします。
 - ※学生寮に空き部屋がない場合はホームステイをご紹介します。地域やプランによって費用が異なりますので、個別にお問い合わせください。
 - ※滞在費に含まれる食費は各コースごとに異なります。
 - ・2食付ホームステイ : ワシントン大学、ペルビューカレッジ、シアトルセントラルカレッジ
 - ・0~3食付ホームステイから選択可能 : ウエストミンスター大学
 - ・学生寮、食事なし(自炊) : サンフランシスコ州立大学、ウエストミンスター大学、サンウェイ大学
 - ・夕食付ホームステイ : グリフィス大学
 - ＜滞在方法に関する注意事項＞
 - ・ホームステイは、参加者とホームステイ手配エージェントの間で直接契約を結んで頂きます。ICCは、手配エージェントとの取次ぎや手配に関する相談に応じます。
 - ・ホームステイの場合、インターネット接続料(1,000円~2,000円/月)が別途かかる場合があります。
 - ・ワシントン大学は春出発のみ、シアトルセントラルカレッジは秋出発のみ、ペルビューカレッジは春秋出発共に、学生寮を希望することが可能です(シアトルセントラルカレッジの学生寮は留学生専用です)。ただし、大学寮のお手続は自己手配です。詳しくは、ICCまでお問い合わせください。

- ・ワシントン大学、ペルビューカレッジ、シアトルセントラルカレッジはご出発時期の国の情勢により、寮滞在のみのご案内となる場合がございます。
 - ・サンフランシスコ州立大学、ウエストミンスター大学は寮が複数あり、大学が指定した寮に滞在していただきます。寮費は寮によって異なり、上記滞在費との差額を申し受けることがありますのでご了承ください。また、上記は2024年3月時点の寮費となり変更の可能性がございます。その際は変更後の寮費にてご請求いたします。
 - ・サンフランシスコ州立大学(秋出発)を希望の場合は、部屋を確保するために5月末までに出席を完了する必要があります。
 - ・滞在先を自己手配される場合や指定滞在方法以外をご希望の方は、別途お問い合わせください。
- P9に記載された「留学費用残金のご請求」は、請求日当日の三井住友銀行TTS(送金レート)に3円加算した円貨で請求いたします。マレーシアリングギット建ての参加費用については、研修大学の指定換算レートにて算出された米ドル建て金額を適用し、請求日当日の三井住友銀行 米ドルTTS(送金レート)に3円加算した円貨により請求いたします。
 - 参加費用は予告なく変更になることがあります。変更された場合、既にお支払い済みの費用と変更後の費用との差額を申し受けることがありますのでご了承ください。
 - 参加費用の他に必要費用の目安
 - ・航空券(片道) 15万円~
 - ・海外旅行保険料 20~30万円 / 9~12ヶ月
 - ・査証申請関連費用及び査証申請代行費用 7~12万円
 - ・食費 学生寮の場合は必要。ホームステイの場合は(5)を参照。
 - ・その他生活費 シアトル・ペルビュー・プリズベンの場合 : 7~10万円/月
サンフランシスコ・ロンドンの場合 : 8~12万円/月
クアラルンプールの場合 : 5~7万円/月
- ※海外旅行保険は加入が必須です。
 なお、ワシントン大学・サンフランシスコ州立大学・ウエストミンスター大学・グリフィス大学・サンウェイ大学は別途指定の義務保険への加入が必要です。
 ※査証申請手続は外部機関へ委託いたします。
 ※「その他生活費」とは、大学までの交通費、教材費、小遣い等を指します。
 ※上記費用の目安はあくまでも一般的な例であり、実際にかかる費用は個人の生活習慣等により異なります。
- ※ワシントン大学およびシアトルセントラルカレッジ、サンフランシスコ州立大学(アドバンスコース)の場合、OPT申請料(US\$470/2024年4月現在)が別途必要です。
 ※ワシントン大学、シアトルセントラルカレッジ、サンフランシスコ州立大学、グリフィス大学は、OPTもしくはインターンシップ実施都市によって滞在費が異なります。また、実施都市への移動費が別途必要となりますので、ご注意ください。
 ※グリフィス大学の場合、インターンシップ用の査証申請料(約3~7万円/2024年3月時点、インターンシップ実施国により異なる)が別途必要です。
 ※グリフィス大学の場合、インターンシップ受け入れ企業の選定・交渉等の業務を外部エージェントに依頼する場合、エージェントへの依頼費用が別途かかります。
 ※サンフランシスコ州立大学インテンシブコースで、シंगाポールでのインターンシップを希望される場合、査証申請料(\$175/2024年3月時点)が別途必要です。

●IBPファウンデーションプログラム

IBPファウンデーションプログラムとは、海外語学学校でIBP開始前に行う事前語学研修です。

- 1) 参加条件の英語スコア未達の場合、海外の指定教育機関にて定められた期間、研修を行います[グリフィス大学(レギュラーコース)のみ適用]。現地にて大学の所定のテストを受験する必要があります。テストの結果により、IBPプログラムの参加が認められない場合があります。
 - 2) 参加条件の英語スコアに既に達しており、英語のブラッシュアップが目的の場合はご要望に合わせて、教育機関、学習期間をアドバイスします。
- ※ウエストミンスター大学およびサンウェイ大学コースは、ビザの規定上プログラム開始前の事前語学研修を追加することができません。強く希望をされる場合は留学先の国以外でのご案内が可能です。

■海外ファウンデーション

研修期間：各学校の最短研修期間以上。研修内容・研修期間は、IBP各コースの条件や英語力・ご要望に合わせてご案内します。
プログラム手配料：33,000円(税込) 緊急手配料 11,000円(税込・出発日より2ヶ月前を過ぎたお申込みの場合、申し受けます。)

<英語力が参加条件に満たない方>

プログラム開始前に以下の指定研修に参加することにより、IBPへの参加が可能となる場合があります。

	グリフィス大学・レギュラーコース
留学先大学	Griffith English Language Institute
研修参加条件	※お問い合わせください
入学可能時期	5週間毎の開講日に合わせて
研修期間	5週間
費用の目安	約38～43万円(5週間)
特長	グリフィス大学のキャンパス内に位置する。英語の基礎に焦点を置き、さらにコミュニケーションや発音の改善にも力をいれている。施設やアクティビティも充実。

<参加条件(英語力)を満たしている方>

プログラム開始前に語学学校での研修に参加することが可能です。

	ワシントン大学コース ベルビューカレッジコース シアトルセントラルカレッジコース	サンフランシスコ州立大学コース	グリフィス大学コース
留学先大学	ALPS Language School	San Francisco State University American Language Institute	Griffith English Language Institute
入学可能時期	毎月1回の開講日に合わせて	個別問い合わせ	5週間毎の開講日に合わせて
研修期間	4週間～	5週間～	5週間
費用の目安	約50～60万円(4週間)	約45～50万円(5週間)	約38～43万円(5週間)
特長	少人数制(定員8名以内)をモットーとする、アットホームな語学学校。英語の4技能、特にスピーキング、リスニング能力のアップを重視。グループレッスンのみ、又はプライベートレッスン付きのコースから選択できる。	サンフランシスコ州立大学のキャンパス内に位置する。アカデミック英語スキルの向上を目指したカリキュラム。サンフランシスコならではのアクティビティも充実。	グリフィス大学のキャンパス内に位置する。英語の基礎に焦点を置き、さらにコミュニケーションや発音の改善にも力をいれている。施設やアクティビティも充実。

- ※ 詳細についてはICCにお問い合わせください。
- ※ 各留学先大学の内容は、変更となる場合がございます。

IBPプログラム契約事項

株式会社ICCコンサルタンツ(以下「甲」とします)とIBPプログラム参加者(以下「乙」とします)間で締結されるIBPプログラム実施に関する契約(以下「本契約」とします)の内容は次の通りです。

第1条 本契約の目的

本契約は、甲が提携する米国、英国、豪州及びマレーシア(以下「留学先国」とします)の大学(以下「留学先大学」とします)において行われる英語研修及び一般講義受講等の授業と、現地企業、団体等でのインターンシップ(実務研修／無給または有給)による留学プログラム(以下「本プログラム」とします)を通じて、乙に対して研修の機会とこれに必要な現地でのケアサービスを提供することを目的とするものです。

第2条 本プログラムの内容

本プログラムの内容は次の通りです。

(1) 留学先大学

留学先大学は、ワシントン大学、ベルビューカレッジ、シアトルセントラルカレッジ、サンフランシスコ州立大学、ウエストミンスター大学、グリフィス大学、サンウェイ大学があり、乙はの中から留学先大学を選ぶことができます。

(2) 研修内容

研修は、原則として、甲が提供するビジネストレーニング、留学先大学が提供する英語研修、学部授業受講等およびインターンシップによって構成されます。その他に各留学先大学独自のカリキュラムにより構成される場合もあります。なおワシントン大学は学部授業受講ではなく、大学のエクステンションコースの受講となります。

(3) 研修期間

別に定める本プログラム募集要項の通りです。

第3条 甲によるサービスの内容

甲は、乙に対し次のサービスを提供します。

(1) 入学手続

本プログラム留学先大学への入学手続を行います。

(2) 渡航手続

渡航するために必要な手続やアドバイスをを行います。必要に応じて査証申請代行取次ぎを行います。

(3) 滞在先手配

留学先国での滞在先手配または取次ぎを行います。
※希望する滞在先によっては甲が手配または取次ぎを行わない場合があります。

(4) 情報提供

乙の求めに応じて行う、留学先大学や研修内容、その他研修や滞在に関わる研修全般の情報を提供します。

(5) 出発前各種講座

参加者向け模擬授業やキャリアセミナー等を実施します。

(6) 出発前オリエンテーション

参加者合同の出発前オリエンテーションを実施します。乙が何らかの事情により合同オリエンテーションに参加できない場合は、別途個別によるオリエンテーションを実施します。

(7) 現地空港での出迎えサービス(指定便のみ対象)

甲の指定する現地空港で、出迎えサービスを行います。
※指定便以外で到着される方はこのサービスがありません。乙は現地オリエンテーション開始日時に甲が指定する場所に直接集合します。但し、各国の情勢により変更する可能性があります。

(8) 研修中のカウンセリング

甲のアメリカオフィス、ロンドンオフィス、ブリスベンオフィス、クアラルンプールオフィスでは、乙の求めに応じて滞在に関わる相談や研修全般に関わるカウンセリングを提供します。

(9) 緊急サポート

甲のアメリカオフィス、ロンドンオフィス、ブリスベンオフィス、クアラルンプールオフィスでは、研修参加中、乙の緊急時におけるサポートを行います。

第4条 契約外サービス

甲は、本契約の範囲外サービスとして、乙との個別の契約に基づき、乙に対し次のサービスを行います。

- (1) 本契約の範囲外の宿泊、滞在先の手配取次ぎ
- (2) 海外旅行保険の手配
- (3) 航空券手配のための旅行代理店への取次ぎ
- (4) IBPファウンデーション(以下、事前語学研修)参加手続：甲は、乙が参加できる本プログラム開始前の事前語学研修プログラムへの入学手続を行います。
- (5) その他、乙の求めに応じて行う特別なサービス

第5条 契約の成立、参加条件、募集時期

- (1) 契約の成立：乙が甲に対し本プログラムへの参加を申し込む場合、乙は甲の指定する本プログラム参加申込書に必要事項を記入の上、別に定める参加申込証拠金を支払うものとします。乙の申込みに対し、甲が乙の支払った参加申込証拠金を受領した時点で契約が成立するものとします。なお、参加申込証拠金は本契約が成立した時点でプログラム参加費の一部に充当します。
- (2) 申込条件：ICC英語能力試験で各コースの基準点を獲得できた場合、本プログラムに申し込むことが可能です。その後、留学条件を満たすために各大学指定の英語スコアを獲得する必要があります。申込み後、希望大学の留学条件の英語スコアを提出できない場合は希望大学への留学ができません。ただし、ベルビューカレッジ(レギュラーコース)へのコース変更は可能です。
- (3) 留学条件：本プログラムの各コースへ留学するには、別に定める本プログラム募集要項に記載された各大学指定の留学条件を満たす必要があります。
- (4) 募集締切りと募集定員：甲は、本プログラム開始日より4ヶ月前をめぐりに申込みを締切ります。但し、4ヶ月前であっても、募集定員を定める留学先大学(ワシントン大学、シアトルセントラルカレッジ、ウエストミンスター大学)が定員に達した場合、その時点で申込みを締切ります。

第6条 拒否事由

乙から甲に対する参加申込みがなされた場合においても、以下の場合、甲は申込みを受け付けないことがあります。

- (1) 乙の申込み前に甲の定めた募集定員に達した場合
- (2) 乙の申込みが甲の定める申込条件に適合しない場合
- (3) 乙の申込みが留学先大学の定める受け入れ条件に適合しない場合
- (4) 乙が甲の定めた「研修に関する適性」を欠くと甲によりみなされる場合
- (5) 甲の業務上やむを得ない事由がある場合
- (6) その他甲において参加申込みを受け付けることが適当でないと判断した場合

第7条 必要書類

乙は甲が指定する期日までに、留学手続に必要な書類を甲に提出するものとします。

第8条 諸費用

乙は、本契約に基づく甲のサービス提供に対する対価として、本プログラム募集要項に定める参加費用に関する取り決めに従い、所定の金額の研修費用を甲に対して支払います。

(1) 研修費用と費用の内訳

1. 研修費用に含まれるもの

<プログラム参加費>渡航前相談／入学手続／渡航手続／査証申請代行取次ぎ／滞在先手配取次ぎ(一部)／出発前各種講座／出発前オリエンテーション／OBOG会活動費／キャリアサポート／プログラム企画費／広告事業費／事務諸経費等

<現地研修費>入学申請費／英語研修・学部授業・グローバルビジネスプラクティス等の各コーススケジュールに記載された授業料／インターンシッププレイズメント費用(一部コース)等

<滞在費>滞在先手配費用とホームステイまたは学生寮などの滞在

費実費 ※渡航前にICCよりご請求する滞在費は、コースによってその請求対象期間が異なります。また、請求期間以降の滞在費は、現地にてご自身にて管理とお支払い手続をして頂きます。

<プログラム運営費>入学手続/到着時空港送迎(※弊社指定便利用時、片道のみ。マレーシアは大学職員、その他はICCスタッフにて対応。各国情勢により変更あり)/オリエンテーション/銀行口座開設サポート等/ボランティア・課外活動の情報提供/緊急時のサポート/ハウジング相談/生活相談/履修相談/定期面談/留学先大学との対外交渉/プログラムコーディネーター料/インターンシップ期間中の相談/英語・アカデミックチュートリアル(一部コース)/OBOG紹介/キャリア相談/履歴書等の添削/ビジネスセミナー/異業種交流会/現地オフィス事務諸経費/インターンシップアドバイス費用(全コース)/出発前講座(グローバルビジネスプラクティス等)/その他国内外オフィスへの各種相談等

2. 研修費用に含まれない費用

次に定める費用は研修費用に含まれません。また本契約範囲外のサービスを乙が甲に対して求める場合、乙は甲に対し別途費用を支払う必要があります。

イ. 日本と留学先国間の航空運賃

ロ. 海外旅行保険料

ハ. 本契約範囲外の現地宿泊費

ニ. 留学先国が定める査証申請料及び査証申請代行費用

ホ. 事前語学研修の参加手続手数料および研修費用

本プログラム開始前に、乙について本契約「第4条 契約外サービス(4)事前語学研修参加手続」に定める事前語学研修への参加が条件となる場合または乙が希望する場合は、本プログラム募集要項に定める事前語学研修手配費用が必要です。事前語学研修手配費用には、甲の指定する留学先大学への入学手続の代行料が含まれます。また、出発日の2ヶ月前を過ぎた参加申込みの場合、別途、緊急手配費用が必要となります。

ヘ. 本プログラムに含まれる受講科目や科目数を超える履修をした場合の授業料や設備費

ト. インターンシップ受け入れ企業の選定・交渉等の業務を外ポエージェントに依頼する場合の費用

チ. 研修費用を振り込む際の金融機関手数料

リ. その他お小遣い等の個人的費用等

(2) 研修費用の請求

甲は、甲が別に定める研修費用の請求日に、参加申込証拠金を除いた残金を乙に対し請求します。プログラム参加費の残金を除く研修費用の請求は、留学先国の通貨を請求日当日の三井住友銀行TTS(送金レート)に3円加算した円貨により請求するものとします。マレーシアリングット建ての参加費用については、留学先大学の指定換算レートにて算出された米ドル建て金額を適用し、請求日当日の三井住友銀行 米ドルTTS(送金レート)に3円加算した円貨により請求するものとします。乙は指定された期日までに全額を、銀行振込にて支払うこととします。プログラム費用は、受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日から起算して90日以上前にお支払いいただくことはありません。また、外貨での支払いは受け付けておりません。また、研修費用に含まれるものを利用しなかった場合においても、費用は変動しないものとします。

(3) 研修費用の値上げ

本契約締結後に、現地研修費、現地滞在費用などの留学費用が変更された場合、乙は甲に対し甲の指定する方法で必要な費用の差額を支払うものとします。

(4) 滞在費

募集要項に記載の滞在費は、3ヶ月間で算出した目安の費用です。甲が乙に請求する際の滞在費については、各滞在機関により請求された実費となり、金額が変動する場合があります。サンフランシスコ州立大学の寮の使用契約は長期契約のため、中途解約が認められません。また、ウエストミンスター大学の寮の使用契約も大学が指定する期間での長期契約のため、中途解約が認められません。

第9条 解約および返金

(1) 乙が乙の事情で本契約を解約した場合は、乙は甲に対して次の区分に従って解約料を支払うものとします。但し、解約日が②及び③のいずれにも該当する場合には③が適用されるものとします。

① 契約締結日から起算して8日目までになされた解約
解約料は発生しません。

② 契約締結日を基準とする解約料

イ. 契約締結日から起算して9日目以降30日目までになされた解約
…………… プログラム参加費の10%

ロ. 契約締結日から起算して31日目以降60日目までになされた解約
…………… プログラム参加費の20%

ハ. 契約締結日から起算して61日目以降になされた解約……………
…………… プログラム参加費の30%

③ 出発予定日を基準とする解約料

※オンライン授業に切り替わりやむを得ず国内から研修がスタートする場合は、研修開始日を基準とする。

イ. 出発予定日の90日前から71日目までになされた解約

…………… プログラム参加費の3分の1

ロ. 出発予定日の70日前から51日前までになされた解約

…………… プログラム参加費の50%

ハ. 出発予定日の50日前から26日前までになされた解約

…………… プログラム参加費の60%

ニ. 出発予定日の25日前から15日前までになされた解約

…………… プログラム参加費の75%

ホ. 出発予定日の14日前から出発予定日前日になされた解約

…………… プログラム参加費の全額

ヘ. 出発予定日から現地到着後30日目までになされた解約

…………… プログラム参加費全額とプログラム運営費の50%

ト. 現地到着後31日目から90日目までになされた解約

…………… プログラム参加費全額とプログラム運営費の70%

チ. 現地到着後91日目から150日目までになされた解約

…………… プログラム参加費全額とプログラム運営費の85%

リ. 現地到着後151日目以降になされた解約

…………… プログラム参加費及びプログラム運営費全額
(返金はありません。)

(2) 乙が留学の延期を申し出た後に本契約を解約する場合における解約料は、以下の①または②のうちいずれか高い金額とします。また、契約締結日については変更しないものとします。

① 乙が延期を申し出た日を前項の解約申入日とみなし、延期前の当初の出発予定日を前項の出発予定日として算出した解約料。

② 乙が延期後に解約を申し入れた日を前項の解約申入日、延期後の出発予定日を前項の出発予定日として算出した解約料。

(3) (1)により本契約が解約された場合、甲は乙から既に受領した研修費用から(1)の解約料及び以下の各費用を差し引いた金額を乙に払い戻します。(1)の解約料及び以下の各費用の合計額が、甲が乙から収受した金額を超える場合は、甲は乙に対してその差額を請求します。返金時の振込手数料は乙が負担するものとします。

① 海外旅行保険、航空券、査証申請等の手配に関して当該機関の定めにより要した費用。

② 手数料および滞在費のうち、滞在先(ホームステイまたは学生寮)に支払う必要のある費用。但し、次に定める滞在費の返金は原則として行いません。

イ. ウェストミンスター大学の寮を滞在先とする場合は、甲が確保する学生寮の使用契約が1年契約のため、滞在費(寮費)の返金は原則として行いません。

ロ. サンフランシスコ州立大学の寮を滞在先とする場合は、甲が確保する学生寮の使用契約が9ヶ月(アドバンスコース)もしくは4ヶ月(インテンシブコース)のため、滞在費(寮費)の返金は原則として行いません。

③ 現地研修費のうち解約までに現地研修のために甲が要した費用(出願料等含む)については返金しません。但し、留学先大学からの返金がなされた場合には、当該返金分については全額を現地通貨にて

返金するものとします。やむを得ず円貨での返金となる場合の為替レートは、大学から甲に通知があり、返金額が決定した日における三井住友銀行のTTBレートを適用します。マレーシアリングット建ての参加費用については、留学先大学の指定換算レートにて算出された米ドル建て金額を適用し、返金日当日の三井住友銀行米ドルTTBレートを適用します。

事前語学研修中(出発予定日の14日前以降)の解約の場合は、手配費用及び事前研修のために甲が要した費用の返金はありません。但し、現地語学学校からの返金がなされた場合には、当該返金額については全額を返金するものとします。

第10条 申込後の延期・変更

乙は、一定の条件の下で新たな申込手続をすることなく、本プログラムの参加時期の延期、留学先大学の変更を行うことができます。その場合、既に収受された参加申込証拠金も延期・変更後の費用に充てることができます。但し、既に手配を開始している諸手続にかかった実費は、別途支払う必要があります。

※延期・変更後の解約料は「第9条 解約および返金(2)」が適用されます。

(1) 留学時期の延期

乙は、以下の全ての条件を満たす場合、契約したコースの参加を延期することができます。

1. 契約したコース出発予定日の90日前までに乙より申し出があった場合
2. 延期を希望する時期のコース定員に空きがある場合
3. 延期を希望する時期が、契約締結日から2年を経過していない場合
4. 延期の申し出が2回以内である場合

※契約日から2年以上の延期の場合、および出発時期未定で延期される場合は、契約の解除(取消)とみなし「第9条 解約及び返金」が適用されます。

5. 留学条件の英語スコアを指定日までに提出できなかった場合

(2) 留学先大学の変更

乙は、以下の全ての条件を満たす場合、留学先大学を同時期に開講する別の留学先大学に変更することができます。

1. 契約したコース出発予定日の90日前までに乙より申し出があった場合
2. 変更を希望するコースの定員に空きがある場合
3. 査証手続などの渡航手続がプログラム開始に間に合う場合
4. 変更を希望するコースの参加条件を満たしている場合
5. 変更の申し出が2回以内である場合

※延期・変更の時期によっては、コース内容、参加条件、滞在方法などが募集要項から変更となる可能性があります。

第11条 成績の評価及びプログラム修了認定

本プログラム参加中の乙の成績は留学先大学が評価します。なお、評価の基準は各留学先大学により異なります。乙が修了基準を満たした場合に、留学先大学または甲が修了証を発行します。修了基準については各留学先大学・コースの定めによります。

第12条 インターンシップの手配

インターンシップについて、甲は現地サポートサービスとして、手配実現のための援助を行うものとします。但し、インターンシップは、乙の能力、経験、語学力等の個人的事由、留学先国の移民法・雇用状況、その他の留学先国の社会的、経済的事事情等によるため、甲は乙の希望する職種・業種での取次分野を保証するものではありません。乙の希望する分野の企業でのインターンシップが不可能となった場合、乙は、他の職種／業種でのインターンシップに変更することを承諾します。

第13条 守秘義務

- (1) 乙は、本プログラム参加中に知り得た甲の営業上もしくは経営上の情報(教材、書式その他の各種資料および本プログラムのカリキュラム等の情報を含むがこれらに限らない。)を秘密として保持し、甲と同種の事業を営む者その他の第三者に対してこれらを一切開示もしくは漏えいしないものとします。

- (2) 乙は、インターンシップにおいて知り得た研修先企業または団体の経営上もしくは技術上の情報を秘密として保持し、第三者

に対してこれらを一切開示もしくは漏えいしないものとします。

第14条 研修成果の不担保

本プログラムは、甲が乙に、留学先大学での英語研修及び一般講義受講等の大学での授業、現地企業、団体等でのインターンシップ(実務研修／無給または有給)の機会を提供することを本旨としており、語学成績の向上など、研修を通じての研修成果や、インターンシップにおける資格取得、技能習得、就職先内定などの研修成果の獲得、研修による心理的満足を保証するものではありません。

第15条 契約内容の変更

甲は、以下の場合、本契約の内容を変更することができます。

- (1) 不可抗力による事由で、甲が義務を履行することが不可能または著しく困難になった場合
- (2) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認めた場合
- (3) 乙が留学先国の公序良俗に反する行為をはじめ、留学先国の移民法その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認めた場合
- (4) 留学先大学を変更する必要が生じた場合
- (5) その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要が生じた場合

第16条 契約の解除

(1) 以下の場合、甲は本契約を解除することができます。

1. 乙の事情により乙が本プログラムの参加を取り止めた場合
 2. 定められた期日までに、本契約「第7条 必要書類」に定める書類が甲に対し送付されない場合
 3. 定められた期日までに、本契約「第8条 諸費用」に定める参加費用の全額の支払いが完了しなかった場合
 4. 乙が1ヶ月以上にわたり通常連絡手段による連絡が不能となった場合
 5. 乙が甲に届け出た乙に関する情報に、虚偽または既往症の未申告などの重大な遺漏があることが判明した場合
 6. 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認めた場合
 7. 乙が留学先国の公序良俗に反する行為をはじめ移民法その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認めた場合
 8. 乙が留学先大学または事前語学留学先大学の学則に従わず放校や退学処分を受け、また研修先企業及び団体等の就業規則に従わず、受入中止となった場合
 9. 乙が正当な理由なく、甲のアドバイスやガイダンスに従わず、または甲のサービス提供に協力しないなど、甲が本契約に基づくサービスを履行することが困難となった場合
 10. 乙が甲と他の参加者との契約関係に干渉または介入して紛争を生じさせた場合
 11. 乙が本契約「第2条 本プログラムの内容」を専断的に変更する場合
 12. 乙が本契約に違反した場合
 13. 乙が本契約「第6条 申込みを受け付けない場合」の事由に該当するものが判明した場合
 14. 第6条の拒否事由がある事が判明したとき
- (2) 前項により本契約が解除された場合、それまでに支払われた参加費用その他の費用はプログラムの進行状況に応じて返金されない場合があります。また、甲に損害が生じた場合は、甲は乙に対してその賠償を請求することができます。

第17条 免責事項

甲は次に例示するような甲の責によらない事由により、乙が被った各損害及び責任について、乙に対し、何ら損害賠償及び責任の義務を負いません。

- (1) 運輸機関の遅延、キャンセル、ストライキ、ハイジャック、事故等による乙の損害

- (2) 天変地異、政変、動乱、ストライキ、テロ、戦争等の不可抗力によって発生した乙の損害
- (3) 留学先大学、研修先企業・団体、滞在先等の留学先における盗難・事故・係争・不利益など乙が現地滞在中または渡航中に受けた損害
- (4) 日本政府が発出する渡航中止勧告または渡航制限によって留学が中止または変更された場合の乙の損害
- (5) 乙に対するパスポートもしくは留学先国による学生査証（ビザ）発給の遅延、または留学先国がこれらの発給を拒否したことによって、乙の留学先国への入国が不可能になった場合、または遅延した場合の責任
- (6) 乙の留学先国の法令・風俗・道徳及び留学先大学の規則等の無知により乙が受けた損害等の賠償責任
- (7) 理由の如何に関わらず、留学先大学から入学許可が下りなかった場合の責任および損害
- (8) インターンシップの取次手配において、乙の希望する職種／業種／企業および団体への取次手配が実現しなかった場合の損害
- (9) 乙の意思により留学を取り止めた場合の研修費等の費用返金等の責任
- (10) 乙が留学先大学の定める学則に従わず、放校または退学処分を受けた場合の研修費等の費用返金の責任
- (11) 乙が、本プログラムの募集要項に定める英語能力（英語能力についての注意事項参照）を満たせず、本プログラムで予定された授業の履修、インターンシップができなかった場合の研修費の返金
- (12) 甲が乙のために行う渡航前のオリエンテーションに参加しなかったために発生した乙の損害
- (13) 為替や物価の変動による学費や滞在費等の参加費用の改定による乙の出捐
- (14) 「第7条 必要書類」に定める書類が、甲に対し期日までに送付されず、入学手配が出来なかった場合の損害
- (15) 病気、事故などにより留学先国への渡航、もしくは現地でのプログラム参加もしくは継続が困難になった場合の損害
- (16) 乙が、海外旅行傷害保険（留学生保険）に加入していなかった場合

の研修中における事故、病気時の補償
 (17) 留学中の通学、スポーツ、自動車の運転に基づく不利益、損害

第18条 契約の有効期間

本契約の有効期間は、乙が本プログラムを修了した時または乙の現地到着日から起算して365日目のいずれか早い時期までとします。但し、甲および乙が協議したうえで現地サポート期間を延長することを決定し、所定手続きを行った時は、本契約の有効期間は延長されるものとします。

第19条 責任範囲

甲は、本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合にのみこれを賠償する責任を負担します。したがって、本契約「第17条 免責事項」等に該当する乙の損害については賠償の責を負いません。

第20条 損害賠償義務

乙が故意または過失により甲に対し損害を与えた場合は、乙は直ちに甲に対し損害の賠償をしなければなりません。

第21条 準拠法令等

本契約の解釈及び本契約に定めのない事項については、日本国内の法令および慣習によるものとします。

第22条 裁判管轄

本契約及びプログラムに関して生じた紛争の裁判管轄は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条 約定の変更

本契約は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第24条 発効期日

本契約は、2024年4月1日以降に申し込まれる契約に適用されます。

個人情報の取り扱いについて

株式会社ICCコンサルタンツ（屋号：ICC国際交流委員会）は、お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の通り適切な取り扱いに努めます。

- (1) 個人情報を利用する目的
 取得した個人情報の利用目的は、当社が提供するプログラム（以下、「本サービス」という）への参加手続及びそれに関連するご連絡、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理、お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、プログラム契約書を参照ください）、ご本人の同意またはご希望条件を満たす、受入れ先となる企業・学校・団体等への個人情報の提供、当社が提供する留学プログラムやセミナー、フェア等のご案内、当社または本サービスへのご質問、お問い合わせに対する回答のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。また、本サービスをお申込みされる方が未成年者（満20歳未満の方）の場合は、保護者の同意を頂いた上で、個人情報をご提供ください。ビザ申請手続代行時に、申請費用のお支払のためにクレジットカード決済が必要な場合があります。当社または当社が業務委託する機関が申請代行を行う場合、入国管理機関等が指定するビザ申請フォーム等にて決済処理をクレジットカードで行う場合があります。また、緊急時に発生する決済処理においてもクレジットカード情報をご提供いただく場合があります。なお、ご提供いただいたクレジットカード情報は、当社では最大1カ月間保管した後、適切に廃棄します。但し、ビザ申請状況により保管期間を延長する可能性があります。
- (2) 要配慮個人情報の取得、利用及び提供について
 本サービスの参加手続及び渡航手配、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理のため、病歴・アレルギー・既往症等の健康に関する情報、旅券番号、宗教・文化的制約等の機微な個人情報の取得、ならびに当社が業務委託する旅行代理店、受入れ先となる企業・学校・団体等への提供、滞在先、現地サポート者等、外国にある第三者へ提供する可能性があります。
- (3) 個人情報の第三者提供について
 取得した個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、外部委託することがあります。また、個人情報は次の通り、第三者提供します。
 ①お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、各プログラムの契約事項を参照ください）のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先、語学スキル等をご本人の同意またはご希望条件を満たす、留学先またはインターンシップ先となる企業・学校・団体等に提供します。
 ②お申込みされた留学プログラムの実施に必要な渡航及び宿泊手配のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先等を渡航及び宿泊手配を行う旅行代理店に第三者提供します。
 ③お申込みされた留学プログラムの実施に必要なビザ取得または緊急時に発生する決済処理のため、電話、郵送またはインターネット経由で、カード番号、カード会社、カード有効期限、セキュリティコード、名義、電話番号等を当該入国管理機関等に第三者提供します。
- (4) 取得の任意性について
 個人情報のご提出は任意ですが、個人情報を提供していただけない場合は上記の各利用目的に沿った取り扱いが適切に遂行できない場合があります。
- (5) 個人情報の開示等の請求について
 当社に提供して頂いた個人情報は、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、項目の追加または削除、消去や利用停止、提供停止を求める権利があります。個人情報の開示等の請求を行う場合は、下記までご連絡ください。

【個人情報に関するお問い合わせ先】

株式会社ICCコンサルタンツ 個人情報保護管理者：IT・コンプライアンス統括室 マネージャー
 TEL：03-6434-1315 E-mail：info@iccworld.co.jp 受付時間 平日（祝祭日を除く）10:00～17:00

申込みから留学開始まで



注意）上記のスケジュールは、個々の事情や参加コースによって異なることがあります。

■キャンセルに伴う解約金

参加申込が正式に完了後、参加者の都合でプログラム参加を中止された場合は、解約金が発生します。

詳しくは P6 の「IBP プログラム契約事項 第 9 条 解約及び返金」をお読みください。

費用振込み指定口座

金融機関：三井住友銀行（0009）
支店：目黒支店（694）
種別：普通
口座番号：東京本部 7395600
口座名義：株式会社 ICC コンサルタンツ
（ラリカタ アイシーシーコンサルタンツ）

※ご入金は銀行振込のみでお受付します。

IBPプログラム参加申込書

2024年3月版

記入日 20 年 月 日

(フリガナ)		生年月日(西暦) 年 月 日生(満 歳)	
本人氏名		パスポート記載性別 男 / 女 / 開示しない	
パスポート記載氏名(ローマ字)		本人の国籍	
本人の本籍地		本人の出生地	
過去に取得した留学国のビザの有無 (ESTA, ETA等の観光ビザを除く) 有 / 無		有の場合は以下に詳細を記入してください。 (詳細:)	
(フリガナ)			
現住所(〒)			
TEL ()		携帯TEL	
メールアドレス(ウェブメールのみ可)(必ずご記入ください。)			
(フリガナ)		氏名	
渡航後の緊急連絡先(〒) *現住所と同じ場合は、同上と記入		続柄	
TEL ()		携帯TEL	
現在のお勤め先			
*会社名及び部署名を記入 *該当者のみ記入		TEL ()	
最終学歴(現在の在学学校または最後に在籍した学校)			
大学		学部	
学科		卒業・在学中(年)	

●英語能力(該当箇所記入し、()内はいずれかに○をつけてください)

<input type="checkbox"/> TOEFL (iBT/ITP) _____ 年 ____ 月取得	<input type="checkbox"/> TOEIC (公式/IP) _____ 年 ____ 月取得
<input type="checkbox"/> IELTS _____ 年 ____ 月取得	<input type="checkbox"/> その他 _____ 年 ____ 月取得
<input type="checkbox"/> IELTS for UKVI _____ 年 ____ 月取得	<input type="checkbox"/> ICC英語能力試験 _____ 年 ____ 月取得

●参加希望コース(該当欄をチェック☑してください)

希望大学	コース	希望開始時期
<input type="checkbox"/> ワシントン大学(米国:シアトル)	<input type="checkbox"/> グローバルビジネス <input type="checkbox"/> BIアントレプレナーシップ	20____年 <input type="checkbox"/> 春 <input type="checkbox"/> 秋
<input type="checkbox"/> ベルビューカレッジ(米国:ベルビュー)	<input type="checkbox"/> レギュラー <input type="checkbox"/> アドバンス	20____年 <input type="checkbox"/> 春 <input type="checkbox"/> 秋
<input type="checkbox"/> シアトルセントラルカレッジ(米国:シアトル)	<input type="checkbox"/> アドバンス	20____年 <input type="checkbox"/> 春 <input type="checkbox"/> 秋
<input type="checkbox"/> サンフランシスコ州立大学(米国:サンフランシスコ)	<input type="checkbox"/> アドバンス <input type="checkbox"/> インテンシブ	20____年 秋
<input type="checkbox"/> ウェストミンスター大学(英国:ロンドン)	<input type="checkbox"/> レギュラー <input type="checkbox"/> インテンシブ	20____年 <input type="checkbox"/> 春 <input type="checkbox"/> 秋
<input type="checkbox"/> グリフィス大学(オーストラリア:ブリスベン)	<input type="checkbox"/> レギュラー <input type="checkbox"/> アドバンス	20____年 <input type="checkbox"/> 春 <input type="checkbox"/> 秋
<input type="checkbox"/> サンウェイ大学(マレーシア:クアラルンプール)	<input type="checkbox"/> 教養 <input type="checkbox"/> 専門	20____年 <input type="checkbox"/> 春 <input type="checkbox"/> 秋

指定事前語学研修校での語学研修(該当欄をチェック☑してください)	<input type="checkbox"/> 希望する()週間 <input type="checkbox"/> 希望しない
----------------------------------	---

*指定事前語学研修校での語学研修手配には、別途33,000円(消費税10%含む)が必要です。出発2ヶ月前以降の申込みの場合、緊急手配費用としてさらに11,000円(消費税10%含む)が必要です。

■ICCを何でお知りになりましたか? (新聞や雑誌の場合、新聞名、雑誌名を記入)	■ICCの説明会または個別カウンセリングに参加されましたか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	--

「IBPプログラム契約事項」および「個人情報の取り扱いについて」を読み、内容を理解した上で参加申込みを行います。
また、この申込み内容に相違がないことを確認します。

本人署名	記入日 年 月 日
------	-----------



株式会社 ICCコンサルタンツ

<https://www.iccworld.co.jp/ibp/> email: info@iccworld.co.jp